

該当箇所		質問	回答
実施要領 P3	4 提案資格要件	地域公共交通計画の策定業務支援の履行実績があることとされていますが、地域公共交通網形成計画の策定支援実績を含めてよいですか。	提案資格要件の履行実績には、地域公共交通網形成計画の策定支援も含めません。 様式4「提案者情報調書」、様式6「実施体制調書」の業務実績も同種の業務として、地域公共交通網形成計画の策定支援を含めてもかまいません。
実施要領 P4	5 提出書類等	様式4「提案者情報調書」は、8月3日参加表明書提出と、8月12日提案書提出の両方の書類となっていますが、提案書提出時に同じものを再度提出するという理解でよろしいでしょうか。	様式4「提案者情報調書」のうち、事業者情報について、参加表明書の提出時から提案書の提出時までに変更した点がなければ、同一のものを提出していただいてもかまいません。
実施要領 P5	9 提案方法 (1) 提出書類 ⑤ 企画提案書	文字サイズは12ポイント以上とありますが、参考図表等の文字サイズは、その規定によらない(12ポイント未満)でも可能でしょうか。	企画提案書に用いる図、グラフ、写真の中で使用する文字サイズは12ポイント未満でもかまいませんが、A4版で十分に読みとれる文字サイズを用いるようにしてください。
実施要領 P5	9 提案方法 (1) 提出書類 ⑤ 企画提案書	企画提案書のページ数はA4版、15ページ以内とありますが、A3版をA4版折り込みとすることは可能でしょうか。 また、A3番が可能な場合、A4版2ページとしてカウントすればよろしいでしょうか。	企画提案書はA4版(タテ・ヨコいずれも可)で作成してください。
実施要領 P5	9 提案方法 (1) 提出書類 ⑤ 企画提案書	提案者の事業者名(会社名)、個人名及び事業者名(会社名)を特定できる実績を記載することは可能でしょうか。 または、それらを記載してはならない、でしょうか。	提案者の判断で記載していただいてもかまいません。 ただし、提案者以外の名前等を記載する場合には、必ず当事者の許諾を得るようにしてください。
実施要領 P6	10 審査方法 (3) プレゼンテーション ⑤ 提案内容の説明	提案者の事業者名(会社名)、個人名及び事業者名(会社名)を特定できる実績を伝えることは可能でしょうか。 または、それらを伝えるてはならない、でしょうか。	提案者の判断で伝えていただいてもかまいません。 ただし、提案者以外の名前等を伝える場合には、必ず当事者の許諾を得るようにしてください。
実施要領 P6	10 審査方法 (3) プレゼンテーション ⑤ 提案内容の説明 ア	企画提案書に記載した内容をスライドにして説明することは可能でしょうか。	お見込のとおりです。 企画提案書の内容の範囲を超えない限り、スライドを作成するにあたって、企画提案書から提案内容に直接関係しないページ・部分を削除してもかまいません。
実施要領 P6	10 審査方法 (3) プレゼンテーション ⑤ 提案内容の説明 ウ	「プロジェクター等の機器の使用は認めるが」とありますが、スクリーン、プロジェクターは常滑市が準備されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 プレゼンテーションの会場にあるスクリーン、プロジェクター、マイクを使用することができますが、パソコンは提案者が持ち込むものを使用してください。
実施要領 P6	10 審査方法 (3) プレゼンテーション ⑤ 提案内容の説明 ウ	プロジェクター及びスクリーンは常滑市により準備いただけますでしょうか。	お見込のとおりです。 プレゼンテーションの会場にあるスクリーン、プロジェクター、マイクを使用することができますが、パソコンは提案者が持ち込むものを使用してください。
様式6	実施体制調書	業務総括者・業務主任者・業務担当者のそれぞれの業務実績が確認できる契約書等の写しが必要でしょうか。 また、資格等を証明する資料も必要でしょうか。	提出は必須ではありません。 ただし、虚偽の内容等が記載されていることが判明したときは、失格となります。
様式6-3	実施体制調書	業務担当者を複数配置する場合は全員分の調書が必要でしょうか。 若しくは業務担当者のうち代表する1名の記載でよろしいでしょうか。	代表する1名の実施体制調書は必要ですが、その他の業務担当者の実施体制調書を提出してもかまいません。

該当箇所		質問	回答
仕様書	イー a 市民・公共交通利用者の意見・ニーズ	既に実施を予定している調査（形式や対象者の考え方等）はありますか。	調査の内容は、全て今回のプロポーザルでの提案によります。 計画策定のために必要なデータを得られるのであれば、形式や対象者は問いません。 ただし、提案した形式や対象者の考え方が、地域公共交通協議会（法定協議会）や住民・議会等に対し、十分な説得力があることが求められます。
仕様書	サ 常滑市地域公共交通協議会の運営支援	協議会における会場費や座長・学識者への報酬等は見積額に含める必要があるでしょうか。	含める必要はありません。
仕様書	シ 先進事例の現地視察又は机上調査（任意）	（任意）とは、発注者と協議の上で実施方法等を検討するという理解でよろしいでしょうか。 現地視察については、想定される場所の旅費を見積に含めればよろしいでしょうか。	先進事例の現地視察や机上調査は、必ずしも提案に含めなくてもよいですが、「地域公共交通計画の策定や事業実施の優良な取組みであって、将来の地域公共交通の検討のために必要な視察又は調査を、提案に含めても差し支えない」という趣旨です。 旅費については、お見込みのとおりです。
仕様書	シ 先進事例の現地視察又は机上調査（任意）	現地視察を行う場合の旅費・宿泊費等、協議会規程の金額を教えてください。	委員の旅費・宿泊費等は、「常滑市地域公共交通協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」第4条により、「（常滑市）特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表に定める、その他委員会審議会の委員等に支払う額」としています。 同条例別表ではその額を「常滑市職員の旅費に関する条例に規定する8級の職務にある者の額相当額」としているため、その規定に基づいて計算してください。